

(案)

役務契約書（単価契約）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書、仕様書及び役務契約約款によって、役務契約に関し以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	デジタル複写機保守点検業務
案件内容・仕様	別紙「仕様書」のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和9年3月31日
契約期間	契約日～令和9年3月31日まで
納入場所・履行場所	盛岡森林管理署
契約保証金	免除
備考	

契約締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が記名押印を行ったものを保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 岩手県盛岡市北山二丁目2番40号
分任支出負担行為担当官
盛岡森林管理署長 山口 孝 印

受注者

印

入札番号 第1号

物件名：デジタル複写機保守点検業務(盛岡森林管理署)

1 契約の目的

受注者は、発注者の使用する複写機の機能保全のために、定期及び臨時に受注者の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整、消耗品の交換を行うものとする。

2 対象となる機器名及び設置場所

機器名	機種	設置場所
FUJIFILM Apeos C6570	カラー	岩手県盛岡市北山二丁目2番40号 盛岡森林管理署 事務室

3 保守点検業務内容等

- (1) 受注者は、機器の点検・調整等、毎月1回以上定期的に実施すること。また、併せてカウンターの数値確認作業を実施すること。なお、3月におけるカウンターの数値確認作業は3月末日（平日）に実施することとする。
- (2) 受注者は、機器が故障した場合は、発注者の請求により遅滞なく技術員を派遣し、発注者の業務に支障のないよう正常な状態に回復すること。
- (3) 機器の保守調整等に必要とされる部品（用紙及びステープラー針は除く。）の費用は、「カウンター方式」による1枚当たりの単価契約とし、すべて保守料金に含むものとする。
- (4) 機器の保守調整等に要する経費は、次の場合を除き受注者の負担とする。
 - ア 発注者の故意又は取扱上の重大な過失による場合。
 - イ 受注者又は受注者の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。
 - ウ 天災・地変その他これに類する災害による場合。
- (5) コピー予定枚数（月予定枚数×12ヶ月）

モノクロコピー、プリント	月	8,000枚	×	12ヶ月	=	96,000枚
フルカラーコピー	月	800枚	×	12ヶ月	=	9,600枚
フルカラープリント	月	6,000枚	×	12ヶ月	=	72,000枚

※上記数量は予定数量であり、変動するものとする。

4 請求代金の計算方法

受注者は、当該月の総複写枚数に単価を乗じた金額から、不良コピー、テストコピー分としてモノクロ1パーセント、カラー1パーセントを控除した金額に、消費税額を上乗せし、発注者の定めた手続きにより請求するものとする。

なお、3月期についてはカウンター数値確認作業実施後速やかに請求するものとする。

5 設置場所の変更

発注者は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知するものとする。

契 約 内 訳 書

物件名:デジタル複写機保守点検業務(盛岡森林管理署)

機器名: FUJIFILM Apeos C6570

設置場所:盛岡森林管理署

(岩手県盛岡市北山二丁目2番40号)